

第2回印西市在宅医療・介護連携、認知症対策推進会議の内容

1. 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の概要
2. 印西市認知症施策推進計画の策定についての考え方
3. 認知症に関する現状と、現在の市の施策について
4. 認知症の方とご家族の現状
5. それぞれの立場で感じている認知症の方の現状
6. 計画策定のために必要な情報（アンケートを取る内容の検討）

I. 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の概要

正式名称

「**共生社会の実現を
推進するための認知症基本法**」

認知症基本法（令和5年6月公布）

第1条 目的

認知症の人が、尊厳を保ちながら希望をもって暮らすために、認知症についての決まり事をつくる時の基本理念を決めて、国や都道府県、市町村の責任を明らかにする。

また、認知症の人も含め、誰もが自分の“得意なこと”や“できること”で活躍し人々が支え合いながら、ともに暮らすことができる社会の実現をめざす。

第3条 基本理念（抜粋）

- ①自らの意思によって日常生活及び社会生活を営む
- ②認知症に関する正しい知識を深める
- ③社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保
- ④当事者の意向を十分尊重した良質で適切なサービスが切れ目なく提供される
- ⑤家族等への支援が行われ本人や家族が安心して生活できる
- ⑥共生社会の実現に関する研究の推進とその成果を享受できる環境
- ⑦教育・地域づくり・雇用・保健・医療・福祉・その他関連分野における
総合的な取組

第4条・第5条 国の責務・都道府県市町村の責務

基本理念に従って役割を分け合いながら基本理念に従って
認知症に関する法律や制度をつくる

第7条 生活を送る上で欠かせないサービスを提供する仕事をしている 人々の責務

認知症の人に対して、必要な合理的配慮を行う

第8条 国民の責務

国民は、共生社会の実現を推進するために、認知症に関する
正しい知識や理解を深めるとともに、共生社会の実現に力を
尽くすように努力する

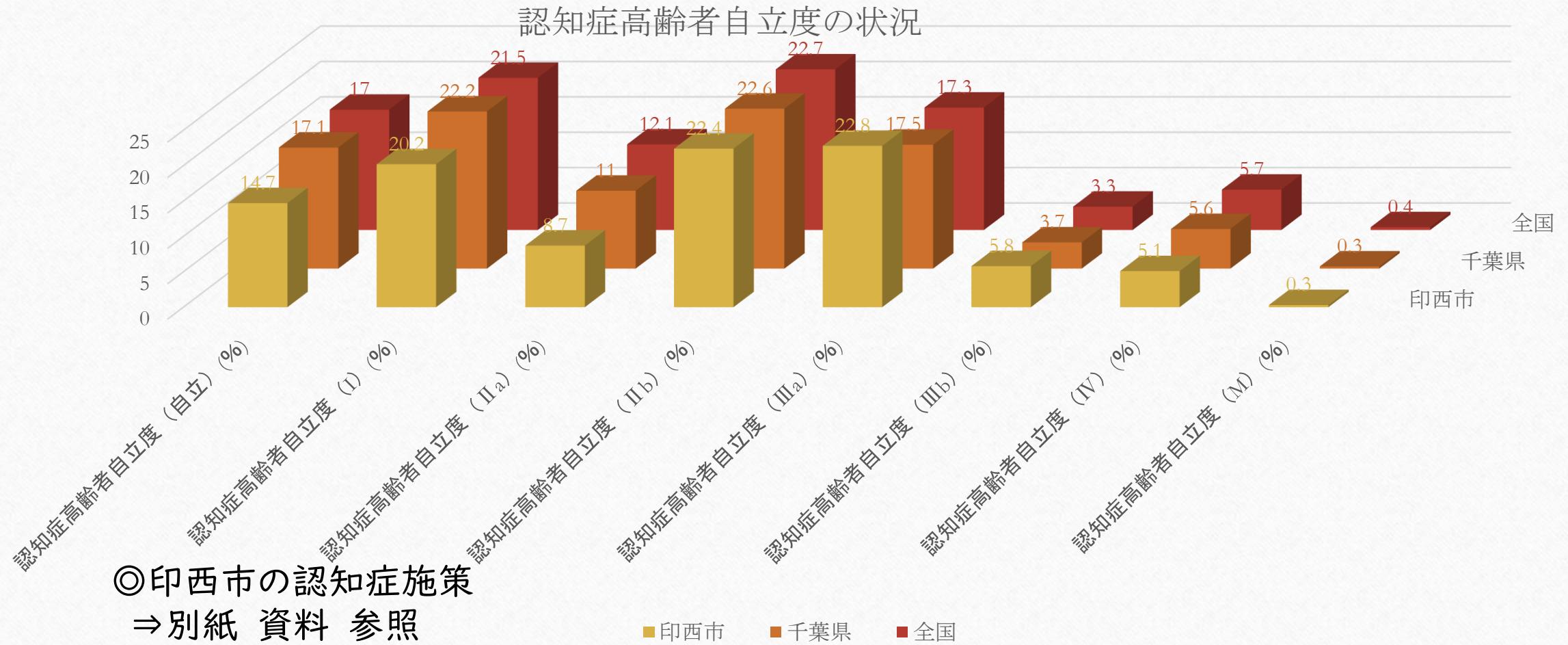
2. 印西市認知症施策推進計画の策定についての考え方

- ◎市町村が作る認知症施策推進計画は、関連する計画と調和がとれたものでなければならぬ（認知症基本法第13条、計画策定の手引きより）
関連する計画の主なもの→「印西市高齢者福祉計画および介護保険事業計画」
- ◎これまで継続してきた認知症に関する事業が、高齢者福祉計画に基づいている
- ◎認知症支援の主軸となるのは介護保険サービス（介護保険計画）



印西市高齢者福祉計画及び介護保険計画と一体的に策定

3. 認知症に関する現状と、現在の市の施策について



4. 認知症の方とご家族の現状

◎認知症ご本人およびご家族に直接インタビューを実施（継続中）

結果⇒別紙 資料3 【認知症インタビュー結果の概要】を参照

オレンジカフェなどの居場所や、包括等の相談の場、ケアマネや介護保険サービスにつながるまでの支援

地域社会や周囲の人が認知症を正しく理解し、自分事として認識してもらえるための施策

5. それぞれの立場で感じている認知症の方の現状



6. 計画策定のために必要な情報（アンケートを取る内容の検討）

第10期介護保険計画に向けてアンケート調査を実施

①介護認定を受けている方用

②介護者用

③一般の方用

現在の案は別紙のとおり

追加したほうが良い内容等があればご意見をいただきたい